

米国市場をターゲットにした道産食品輸出促進事業委託業務 企画提案指示書

1 目的

道産食品の販路拡大に向けて、道内企業からの進出意欲が高い米国市場を対象に、市場参入を目的とした現地小売店でのテスト販売、オンライン研修会の開催、現地展示会を活用した道産食品のPR および米国バイヤーとの商談等を行う。

2 実施方法

総合評価一般競争入札

3 委託期間

契約締結の日から令和6年(2024年)3月8日(金)まで

4 対象国

米国(西海岸、ハワイ州)

5 委託業務の内容

道産食品の販路拡大・定着に向けて、次の業務を実施すること。

(1) ハワイ州ホノルル市内でのテスト販売

ハワイ州ホノルル市内で開催される「Sister Summit(期間:7月27日~28日)」(参考URL:<https://www.jashawaii.org/sistersummit-underconstruction>)の開催に合わせて、7月27日から8月6日までの11日間、ミツワマーケットプレイス(ワイキキ店)にて、道産食品のテスト販売および北海道の食や観光、アイヌ文化等に関するPRを実施すること。

ア 実施方法

テスト販売は、店舗側に販売商品およびその商品の輸送、販売員の配置を依頼すること。また、販売期間中は、現地において北海道の食や観光、アイヌ文化等に関するPRを行うため、以下(ア)~(ウ)の内容を実施すること。

(ア) テスト販売等に係るチラシの作成

(イ) 現地ラジオ局を活用したPR

(ウ) 店舗への北海道の食や観光、アイヌ文化等に関連するPR媒体の送付

なお、テスト販売終了後は、店舗側へ以下(エ)~(カ)の情報提供を依頼し、「(2)市場参入実践研修会」に参加する道内企業へ実施結果等を提供できる仕組みとすること。

(エ) 販売期間中の来店客層や反応、商品の購入傾向

(オ) 観光やアイヌ文化などのPR手法とその結果

(カ) その他、米国市場参入にあたり必要な情報

イ その他

テスト販売の実施に向けては、委託者と随時協議しながら進めること。

(2) 市場参入実践研修会の実施

ア 実施方法

以下(ア)~(エ)の内容を基本に、専門家等を招へいし、米国への道産食品の輸出及び現地小売店や飲食店での販路拡大に関心のある道内企業を対象とした初心者向けのオンライン研修会を、各1回以上開催すること。

(ア)「(1)ハワイ州ホノルル市内でのテスト販売」の実施結果など

(イ)米国市場の現状、市場ニーズ

(ウ)米国への輸出手続きや輸出規制

(エ)貿易保険や知的財産などリスクマネジメント

イ 道内企業の募集

以下の項目を踏まえ、提案書に具体的な募集方法や候補となる企業・商品について記載すること。

(ア)道内の商社やメーカー、団体等から募集し、15社・団体以上からの参加を募ること。

(イ)募集は、別に示す「(3)現地展示会への出展」並びに「(4)オンライン商談の実施」が研修会に参加した道内企業を中心に実施されるように留意して行うこと。

ウ アンケートの実施

研修会終了後は、参加した道内企業に対し、研修内容の評価などに関するアンケートを実施すること。なお、アンケートの内容は委託者と協議して決定すること。

エ その他

研修会の実施に向けては、委託者と随時協議しながら進めること。

(3)現地展示会への出展

米国への販路拡大に向けて、現地で開催される展示会において、「北海道ブース」を設置して、道産食品のPRおよびバイヤーとの商談等を実施すること。

ア 実施方法

以下の項目を踏まえ、提案書に具体的な展示会および実施方法などについて記載すること。

(ア)研修会の参加企業を中心に、計5社以上の道内企業から参加を得ること。

(イ)展示会は、米国西海岸にて開催され、また、多くのバイヤー等の来場が見込めるものを選定すること。

(ウ)バイヤー等に向けた道産食品のPR(資料作成等を含む)、現地での商談、道内企業と展示会場をつないだオンライン商談、バイヤー情報の入手、サンプル品の輸送・展示等を行うこと。

(エ)展示会のすべての期間にわたって、管理・運営を行う責任者1名以上およびスタッフを2名以上配置すること。

(オ)展示会に来場する現地小売店や飲食店のバイヤー計5社以上に対して、道産食品のPR、商談を実施すること。

(カ)展示会への来場者に対して、道産食品などに関するアンケートを行い、バイヤーとの商談およびPR結果と合わせて、委託者ならびに参加した道内企業へ還元すること。

イ 道内企業への対応

以下の項目を踏まえ、具体的な対応方法を記載すること。

(ア)展示会出展についての概要を提供し、出展商品の選定などについてサポートを図ること。

(イ)その他、参加企業とは必要に応じて連絡調整を行い、フォローアップを行うこと。なお、フォローアップ出来る事項や範囲(例:渡航する道内企業への対応、翻訳対応、サンプル送付の支援、オンライン商談の補助など)については、提案書に明確に示すこと。

ウ 展示会終了後のフォローアップ

展示会終了後も、事業期間の間は、道内参加企業と現地バイヤーとの引き合わせなど実施すること。

エ その他

現地展示会への出展に向けては、委託者と随時協議しながら進めること。

(4) オンライン商談の実施

ア 実施内容

以下の項目を踏まえ、提案書に具体的な商談の実施方法、想定されるバイヤーについて記載すること。

- (ア) 研修会の参加企業を中心に、計 10 社以上の道内企業から参加を得ること。
- (イ) バイヤーは、「(3) 現地展示会への出展」において道産食品のPRや商談を実施した現地小売店や飲食店のバイヤーを中心に計 5 社以上から参加を得ること。
- (ウ) 実施時期は、「(3) 現地展示会への出展」実施後を検討すること。
- (エ) 事前のサンプル送付や企業・商品の説明動画等の活用支援等、成約に向けた商談を設定すること。
- (オ) 商談で使用する商品情報シートは、「Japan Street」で使用するものと同様の様式とすること。なお様式は、下記 URL より事前登録のうえ入手すること。(参考 URL: https://www.jetro.go.jp/services/japan_street.html)

イ オンライン商談終了後のフォローアップ

受託者は、オンライン商談後もバイヤーとの商談が継続している場合には、事業期間の間は、参加する道内企業と現地バイヤーへの商品売り込みなどフォローアップを行うこと。なお、フォローアップ出来る事項や範囲(例: 翻訳対応、サンプル送付の支援、オンライン商談の補助など)については、提案書に明確に示すこと。

ウ その他

オンライン商談の実施に向けては、委託者と随時協議しながら進めること。

(5) 実施スケジュールの記載

提案書に上記(1)～(4)の取組に関する全体スケジュールを記載すること。

(6) 成果品の提出

ア 以下の内容を基本に整理した報告書を提出するものとする。

- (ア) ハワイ州ホノルル市内での道産食品のテスト販売の実施概要と結果(販売期間中の来店客層や反応、商品の購入傾向、観光やアイヌ文化等の PR 手法とその結果、その他、米国市場参入にあたり必要な情報)
- (イ) 市場参入実践研修会の実施概要と結果
- (ウ) 現地展示会出展の実施概要と結果(実施期間中の来場バイヤー、商談結果およびバイヤーの感想など)
- (エ) オンライン商談の実施結果と概要(商談結果およびバイヤーの感想など)
- (オ) 上記のア～エについての分析と課題の抽出
- (カ) 抽出した課題の考察による対応策や提案

イ 上記(ア)～(カ)をまとめた対外的に説明し利用できる小冊子等を作成し提出するものとする。

※報告書は、電子媒体(DVD-R1枚)・紙媒体(冊子2部)を提出すること。

※小冊子の場合は、電子媒体(DVD-R1 枚)・紙媒体(小冊子 10 部)を提出すること。

※PR素材等は 電子媒体(DVD-R1枚)を作成すること。

※成果品の著作権は、道に帰属するものとする。

※著作権、肖像権等に関して権利者の許諾が必要な場合は、受託者において必要な権利処理を行うものとする。

6 総合評価一般競争入札の資格要件

(1)複数企業等(法人及び法人以外の団体を含む)による連合体(以下、「コンソーシアム」という。)または単体企業等とする。

(2)コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、次のいずれにも該当すること。

ア 道内に本社又は事業所等(本事業を実施するために設置する場合を含む。)を有する企業、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人(以下、「特定非営利活動法人」という。)、その他法人又は法人以外の団体であること。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

オ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を排除されていないこと。

カ 暴力団関係事業者等でないこと。

キ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア)道税(個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)

(イ)本店が所在する都府県の事業税(道税の納税義務がある場合を除く。)

(ウ)消費税及び地方消費税

ク 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。

(ア)健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出

(イ)厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出

(ウ)雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

ケ コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として参加する者でないこと。

7 審査

(1)入札金額

(2)事業者の適格性

ア 業務を実施するにあたり、米国の食品市場、米国の流通業界、米国への食品輸出に関して、十分な知識や米国での実務経験を有していること。

イ 米国バイヤー、米国の小売店との繋がりを有していること。

ウ 米国現地との連絡調整を行うことができ、提案内容を確実に実行できる体制を有して

いること。

(3)企画提案の適合性

- ア 米国市場参入実践研修会は、ハワイでの「テスト販売」の実施結果を反映させ、研修会後に実施する「現地展示会」や「オンライン商談」に効果をもたらすような内容となっていること。
- イ 現地展示会への出展は、今後の道産食品の販路拡大に向けた有益な内容となっていること。
- ウ オンライン商談の実施は、事前のサンプル送付やフォローアップも含めて、有益な内容となっていること。

8 応募手続き

(1) 担当窓口

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道経済部経済企画局国際経済課経済交流第一係
＜担当＞ 課長補佐 佐藤 実
＜電話＞ 011-204-5342 (内線)26-609
＜FAX＞ 011-232-8870
＜E-mail＞ satou.minoru3@pref.hokkaido.lg.jp

(2) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

- ア 提出期限 令和5年(2023年)6月12日(月)午後4時(必着)
- イ 提出場所 (1)に同じ
- ウ 提出方法 持参あるいは郵送(書留郵便に限る)
- エ 提出様式 別添様式1のとおり
- オ 提出部数 1部

(3) 企画提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

- ア 提出期限 令和5年(2023年)6月12日(月)午後4時(必着)
- イ 提出場所 (1)に同じ
- ウ 提出方法 持参あるいは郵送(書留郵便に限る)
- エ 提出様式 別添様式2のとおり
- オ 提出部数 6部

※1部は提案者名を記載したもの。残り5部は提案者名を記載しないもの。文中にも提案者名を記載しないよう注意すること。

9 総合評価審査委員会(ヒアリング)の実施

- (1) 参加者として選定した者から、総合評価審査委員会においてヒアリングを実施する。ヒアリングの日時及び場所は、別途通知する。
- (2) 企画提案書提出者数が5者を超える場合には、委員による書類選考を行う場合がある。
- (3) ヒアリングに参加しなかった提案者の提案は無効とする。

10 その他

- (1) 企画提案に要する経費は、参加事業者の負担とする。
- (2) 企画提案の採否については、文書で通知する。
- (3) 企画提案書等を参加期日までに提出しない場合は企画提案に参加の意思がないものとみなす。なお、事前に不参加を決定した場合は、令和5年(2023年)6月12日(月)午後4時までに上記8(1)の担当窓口へ連絡すること。
- (4) 本業務の成果品に係る著作権は北海道に帰属する。
- (5) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本通貨
- (6) 契約書作成の要否
要
- (7) 関連情報を収集するための窓口
8(1)に同じ